

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 市場施設の現状返還の承認申請 |
| 概要 | 使用者の死亡等の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復した上、返還しなければいけません。市長の承認を受けたときは、当該市場施設を現状のまま返還することができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 中央卸売市場業務条例第59条の2（昭和46年条例第40号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例施行規則第88条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第71条（昭和47年規則第8号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 審査基準 | ◎ 承認を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 現状のまま返還することが、当該施設の用途又は目的を妨げないこと (2) 現状のまま返還することが、施設維持管理上支障がないこと |
| 標準処理期間 | 2週間 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場） |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください） |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場） |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html |
| 備考 | — |